

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月から昭和○年○月までの約21年間、ずい道工事現場において、坑夫として掘削等の粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、昭和○年○月○日、労働基準局長からじん肺管理区分管理4と決定され、A病院で療養を受けていたが、平成○年○月○日、入院中の同病院において死亡した。死亡診断書によると、「直接死因：Ⅱ型呼吸不全、その原因：じん肺症、傷病経過に影響を及ぼした傷病：せき損」とされている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、死亡診断書に記載されているとおり、被災者が死亡したのはじん肺症が原因であると主治医から説明を受けており、じん肺症で亡くなったことは明らかであると主張している。

(2) 被災者のじん肺の程度について検討すると、以下のとおりである。

ア B医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月○日には、左続発性気胸を合併し、死亡直前の平成○年○月○日の胸部X線画像では、左右とも含気が低下しており、肺機能検査での評価はできなかったが、被災者は既に管理4と決定されており、死亡前も管理4、F（++）の状態であったとの意見を述べている。

イ 一方、C医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、被災者のじん肺の程度は、いずれの胸部X線画像をみても、PR 1／1で第1型であり、平成○年、平成○年及び平成○年の3回の動脈血液ガス分析結果から判断すると著しい肺機能障害は認められず、死亡直前においても管理2相当であったとの意見を述べ、また、D医師も、平成○年○月○日付け鑑定意見書において、要旨、平成○年○月○日の胸部正面画像では左肺に気胸が発生していることが確認できるものの、同年○月○日の胸部正面画像では気胸は消失しており、その後、平成○年○月頃から右中葉と下葉を主体に肺炎がみられ、次第に悪化しているが、全経過を通して肺野の粒状影の大きさには変化はなく、また、肺機能についても、検査結果からみて、著しい肺機能障害があるとはいえず、被災者の死亡直前のじん肺の状態は、管理2、PR 1／1、p、e s、F（+）相当で、経過を通じて悪化はないものと判断するとの意見を述べている。

ウ 上記の医学的意見に照らすと、被災者の死亡直前のじん肺の程度は、その

症状や各種の検査結果の推移等からみて、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、管理2相当であって、重症化していたものとはいいい難く、また、著しい肺機能障害を来していたものとも認められないものと判断する。

なお、請求人は、労働基準局長が被災者のじん肺管理区分を管理4と決定しているのに、管理2相当であるとされたことは納得できないと述べている。確かに、被災者は、昭和〇年〇月〇日、同局長から管理4との決定を受けているが、これは、昭和52年改正前のじん肺法に基づき、X線写真の像が第1型で、じん肺による高度心肺機能の障害その他の症状があると認められることにより療養が必要であるとされたものであって、大陰影の大きさやじん肺による肺機能の障害の程度を基準として管理区分が決定される現行の管理4とは同列に扱うことはできないものであることを付言する。

(3) 被災者の死亡原因について検討すると、以下のとおりである。

ア B医師は、上記意見書において、要旨、臨床検査の経過や死亡前の病態からみて、じん肺症の進展によってもたらされたⅡ型呼吸不全の悪化が直接の死亡原因であるとの意見を述べている。

イ 一方、C医師は、上記意見書において、要旨、被災者は、転倒時の嘔吐により誤嚥性肺炎を起こし、さらに、加齢による全身衰弱状態も死亡に影響を与えたものと考えられるから、被災者の死亡とじん肺との間に医学的な因果関係があるとはいいい難いとの意見を述べている。また、D医師も、上記鑑定意見書において、要旨、全周性の心嚢液貯留、肺のうっ血や胸水の貯留があり、さらに、加齢等の影響や脳の萎縮を基盤として、誤嚥性肺炎により死亡したものと考えられ、じん肺との間に医学的因果関係は認め難いとの意見を述べている。

ウ 被災者の死亡原因を確定することは、本件資料を子細に検討しても困難である。しかし、上記(2)ウで判断したとおり、被災者のじん肺は重症化しておらず、また、著しい肺機能障害も認められないところ、C医師及びD医師は、いずれも、被災者の死亡とじん肺の間には、医学的な因果関係は認め難いとして、その関連性を否定しており、また、B医師の意見も、被災者のじん肺の程度や肺機能障害の程度に照らすと、じん肺が死亡原因である可能性について言及しているにとどまるものとみるのが相当である。

そうすると、被災者は、じん肺が有力な原因となって死亡したものとはい

い難く、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係があるとは判断し得ないから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。